

肥料の品質の確保等に関する法律  
に基づく公定規格等の  
設定・見直しに係る標準手順書

平成26年3月  
(令和2年12月一部改正)

農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
肥飼料安全検査部

# 肥料に品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書 目 次

## 第 I 章：基本的事項

- I. 1 序文
- I. 2 定義
- I. 3 一般原則

## 第 II 章：事業者等からの申請による公定規格の設定

- II. 1 予備的情報収集（FAMIC）
  - II. 1. 1 申請予定に関する情報の収集
  - II. 1. 2 事業者等要望リストの作成
  - II. 1. 3 農林水産省への情報提供
  - II. 1. 4 改正リストの作成
- II. 2 公定規格設定に係る事前相談（FAMIC）
  - II. 2. 1 申請又は申出に係る事前相談
  - II. 2. 2 仮登録が可能な肥料かどうかの検討
  - II. 2. 3 公定規格設定までの手順の確認
- II. 3 仮登録申請に係る審査（FAMIC）
  - II. 3. 1 申請に必要な書類
  - II. 3. 2 仮登録の調査
  - II. 3. 3 仮登録
  - II. 3. 4 仮登録肥料の肥効試験
- II. 4 公定規格の改正の申出に係る審査（FAMIC）
  - II. 4. 1 申出に必要な書類
  - II. 4. 2 農薬を混入する肥料に関する申出
  - II. 4. 3 申出肥料の肥料効果及びリスク評価に係る調査の実施及び結果取りまとめ
  - II. 4. 4 追加的なリスク評価
  - II. 4. 5 FAMIC から農林水産省へのリスク評価結果報告
- II. 5 農林水産省における評価
  - II. 5. 1 公定規格を設定するかどうかの判断
  - II. 5. 2 公定規格設定方針の検討、作成
  - II. 5. 3 リスクコミュニケーションの実施
  - II. 5. 4 関係機関との調整
- II. 6 食品健康影響評価の実施
  - II. 6. 1 食品安全委員会事務局との事前調整

- Ⅱ. 6. 2 食品健康影響評価を依頼するための諮問文書の作成
- Ⅱ. 6. 3 データの提出
- Ⅱ. 6. 4 リスク評価機関への説明

## Ⅱ. 7 公定規格案（表示告示案又は通知案）の作成

- Ⅱ. 7. 1 食品健康影響評価結果の考察
- Ⅱ. 7. 2 公定規格案（表示告示案又は通知案）の作成
- Ⅱ. 7. 3 関係部署との調整

## Ⅱ. 8 法令改正の手続き

- Ⅱ. 8. 1 法令審査
- Ⅱ. 8. 2 パブリックコメントの実施
- Ⅱ. 8. 3 TBT 通報
- Ⅱ. 8. 4 官報による公示

## Ⅱ. 9 周知

- Ⅱ. 9. 1 留意事項の整理
- Ⅱ. 9. 2 説明会の開催

## 第三章：農林水産省による公定規格等の設定

### Ⅲ. 1 初期作業

- Ⅲ. 1. 1 農林水産省が設定する案件
- Ⅲ. 1. 2 肥料のハザードに関する情報収集
- Ⅲ. 1. 3 肥料のハザードリストの作成
- Ⅲ. 1. 4 改正リストの作成
- Ⅲ. 1. 5 プロファイルの作成
- Ⅲ. 1. 6 速やかに措置を講じる必要性の検討

### Ⅲ. 2 リスク管理措置の策定

- Ⅲ. 2. 1 生産・出荷・施用の禁止、自主回収の要請
- Ⅲ. 2. 2 肥料の効果及びリスクの評価
- Ⅲ. 2. 3 リスク管理措置案の検討
- Ⅲ. 2. 4 リスク管理措置案の評価
- Ⅲ. 2. 5 リスクコミュニケーションの実施
- Ⅲ. 2. 6 リスク管理措置の決定

### Ⅲ. 3 リスク管理措置の実施

- Ⅲ. 3. 1 法的措置及びガイドライン等の検討
- Ⅲ. 3. 2 他のリスク管理機関との連携の検討

### Ⅲ. 4 暫定的に実施しているリスク管理措置

## **第Ⅳ章：公定規格の検証と見直し**

### **Ⅳ． 1 公定規格の検証**

#### **Ⅳ． 1． 1 検証の必要性**

### **Ⅳ． 2 公定規格の見直しと廃止**

#### **Ⅳ． 2． 1 公定規格の見直しに係る情報の収集**

#### **Ⅳ． 2． 2 公定規格改廃リストの作成**

#### **Ⅳ． 2． 3 改正リストの作成**

### **Ⅳ． 3 農林水産省における評価**

#### **Ⅳ． 3． 1 規格の改廃の要否の判断**

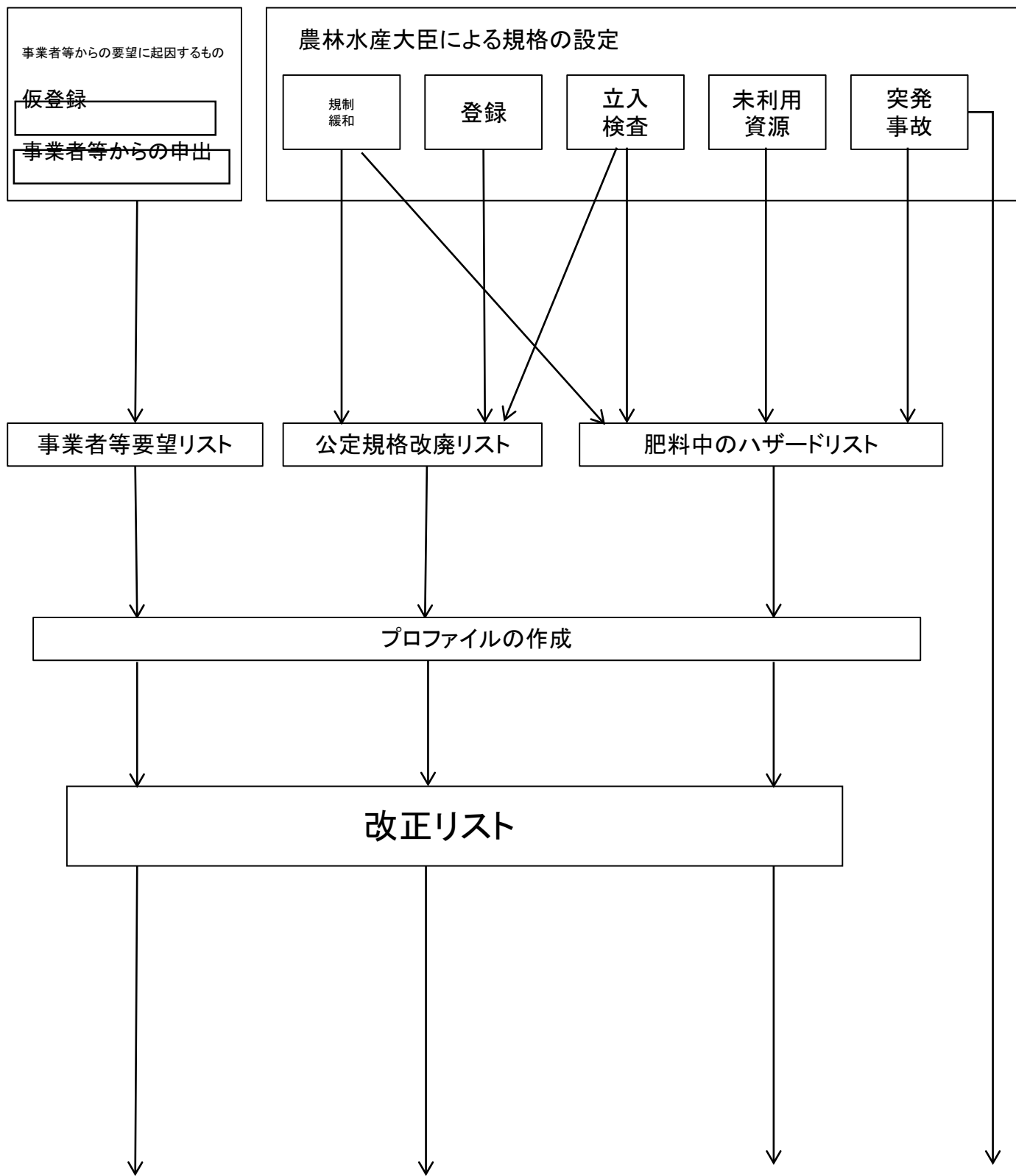
#### **Ⅳ． 3． 2 公定規格設定方針の検討、作成**

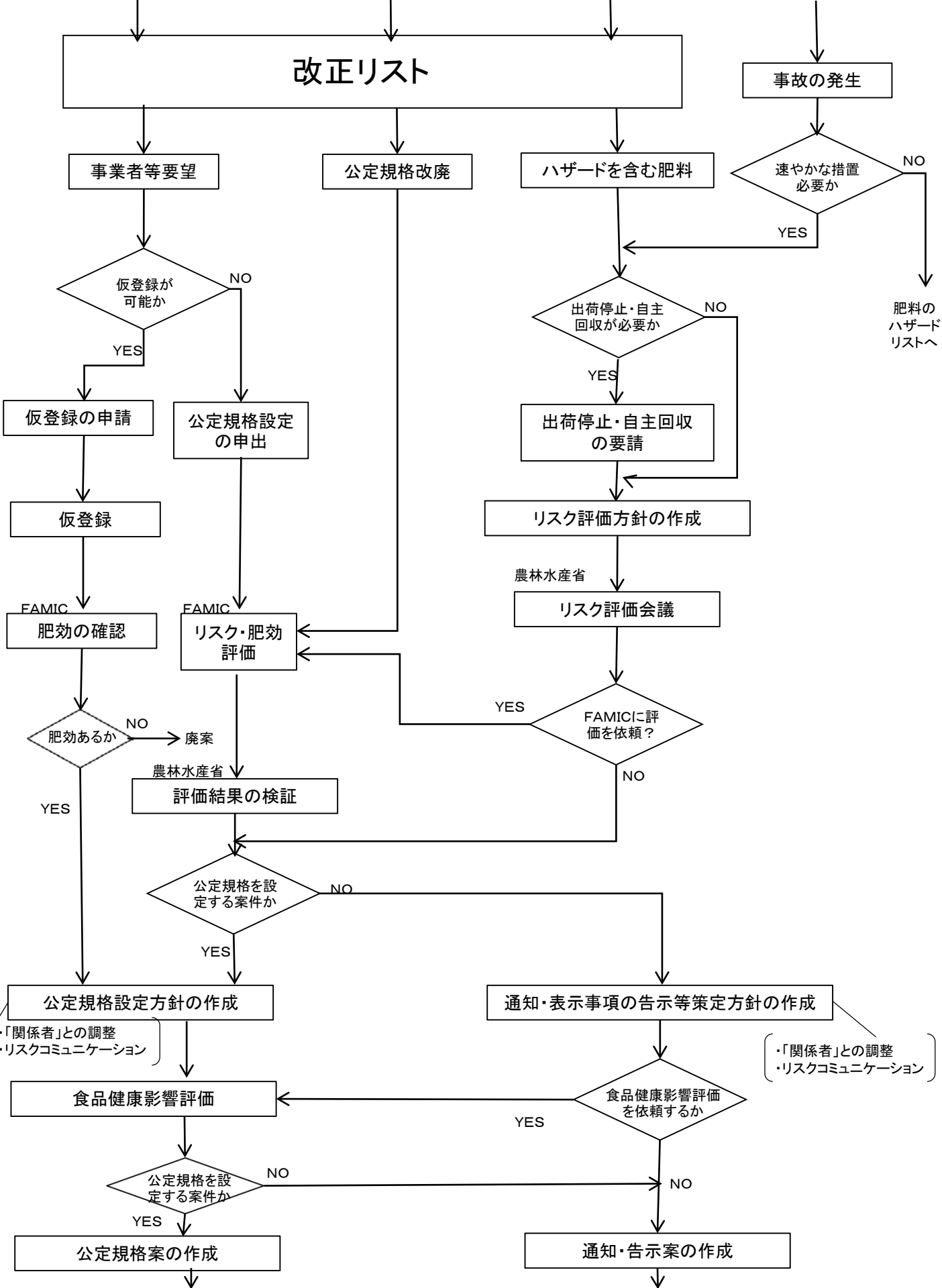
#### **Ⅳ． 3． 3 リスクコミュニケーションの実施**

#### **Ⅳ． 3． 4 関係機関との調整**

仮登録に係る申請書様式

# 肥料の品質の確保等に関する法律 に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順 フローチャート





# 改正リスト

事故の発生

事業者等要望

公定規格改廃

ハザードを含む肥料

速やかな措置必要か

仮登録が可能か

NO

YES

仮登録の申請

公定規格設定の申出

出荷停止・自主回収が必要か

NO

YES

出荷停止・自主回収の要請

肥料のハザードリストへ

仮登録

FAMIC  
リスク・肥効評価

リスク評価方針の作成

農林水産省

リスク評価会議

FAMIC  
肥効の確認

肥効あるか

NO

農林水産省  
評価結果の検証

YES

NO

YES

公定規格を設定する案件か

YES

NO

公定規格設定方針の作成

通知・表示事項の告示等策定方針の作成

「関係者」との調整  
・リスクコミュニケーション

「関係者」との調整  
・リスクコミュニケーション

食品健康影響評価

食品健康影響評価を依頼するか

YES

NO

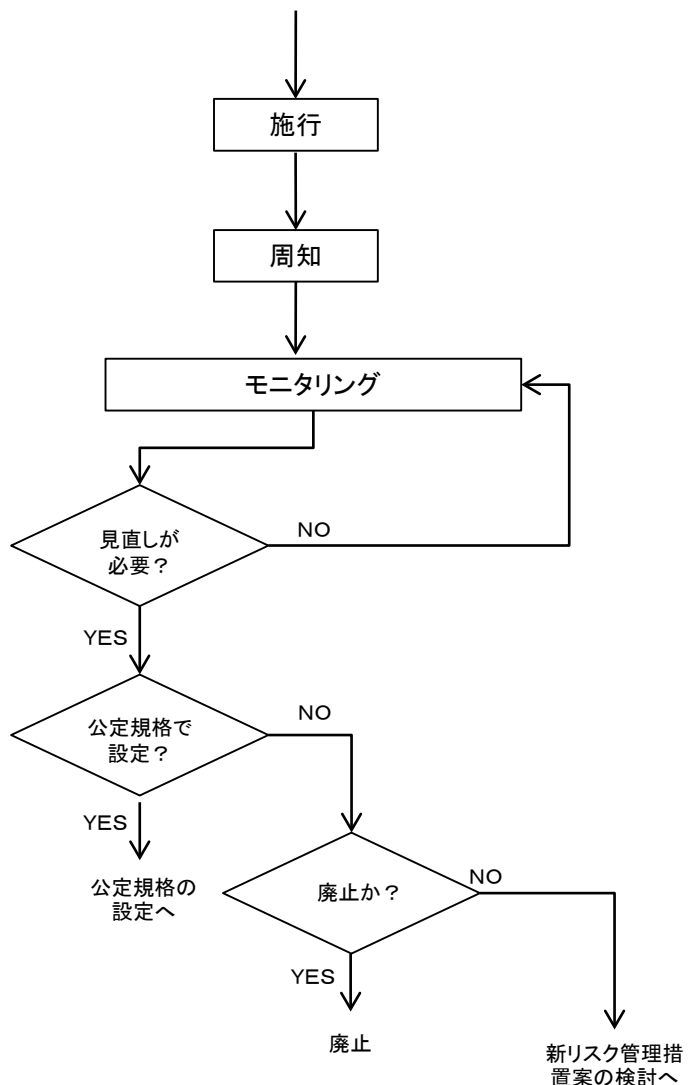
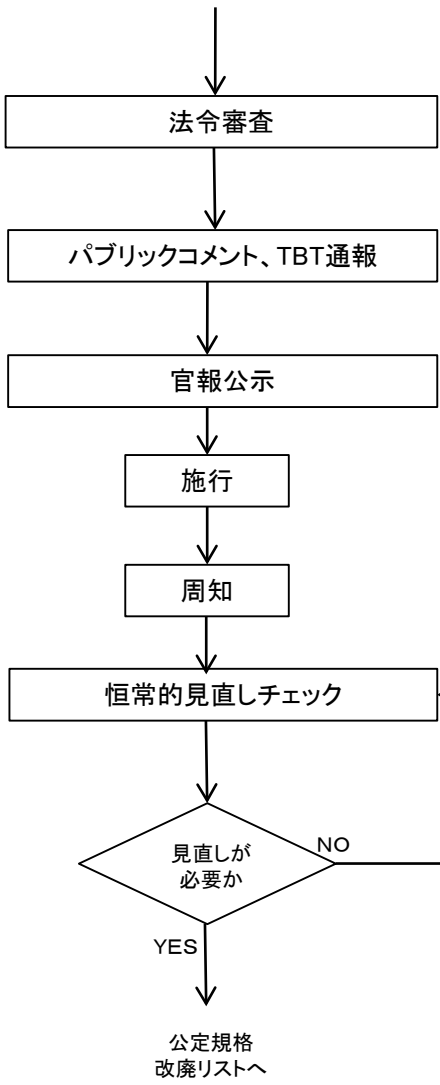
公定規格を設定する案件か

NO

YES

公定規格案の作成

通知・告示案の作成



# 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書

## 第Ⅰ章：基本的事項

### Ⅰ. 1 序文

普通肥料の公定規格は、登録制度に必要な基盤であり、肥料取締制度の根幹として重要な役割を果たしている。公定規格は肥料の品質が一定水準から低下しないことを目的に定められており、これにより、規格に適合していれば肥料としての品質が確保されていると判断できるため、登録の公平性が保たれるとともに、審査労力の軽減化・迅速化を図ることが可能となっており、その存在意義は大きい。

公定規格は農林水産大臣が自ら政策的に定める場合だけでなく、事業者からの要望や仮登録の申請により新設する場合があるが、設定に係る手順は明文化されておらず、公定規格の設定に係る手続きの透明性を担保する必要がある。

また、平成26年2月現在、159種類の肥料の規格が設けられており、その内容も複雑化している。そのため、事業者においても、自らが生産又は輸入しようとする肥料の規格を事前に把握しづらくなっている。

さらに、近年、生産工程が多様化し、建築廃材、石こうボード、バイオマス燃料の副産物として発生する木質灰等のようにこれまで利用されていなかった肥料原料が使用されている。また、石灰窒素中のメラミンのように生産の過程で意図せずに生成されてしまう物質について、環境や人畜への影響を考慮した安全性の評価が必要となっている。

本手順書は、透明性の高い一貫性のある審査を行うため、公定規格の設定等に係る手順について、明文化するとともに、今後増加すると見込まれるリサイクルによる新しい肥料の評価に対応するため、リスク分析の考え方を取り入れるとともに、従来からの肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の安全性の考え方を整理し、肥料におけるリスク管理措置の設定に係る手順についてとりまとめたものである。

また、新たに現状と乖離した規格については一貫性のあるルールで改廃し、簡素化する仕組みを導入し、その手順についても記載することとしている。

なお、本手順書は運用しながら必要に応じ見直しを行う。



## I. 2 定義

法	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
施行令	肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和25年政令第198号）
施行規則	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）
肥料	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの及び植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの。
公定規格	昭和26年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）。 （注：農林水産大臣が自らの必要性の判断に基づいて設定する場合（法第3条）と仮登録をされている肥料について設定する場合（法第9条）がある。）
事業者等	法第2条第4項に規定する生産業者、輸入業者、販売業者のほか、公定規格の設定を申し出る個人、法人、任意組合、地方公共団体。
公定規格の設定	事業者等が申請する場合は、①仮登録を経た後に設定される場合、②公定規格の改正の申出を経た後に設定される場合がある。
表示事項の告示	昭和59年3月16日農林水産省告示第701号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件
ハザード	本手順書においては、肥料に含まれる物質で、植物、環境（土壌）、人畜の健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のあるものをいう。
リスク	本手順書においては、肥料中にハザードが存在する結果として生じる植物、環境（土壌）、人畜の健康に悪影響が生じる可能性とその程度をいう。 （注：汚泥肥料中に含まれる重金属の許容値は、当該肥料

	を概ね100年程度連用したとしても、土壌中の重金属濃度が許容限量を超えることがないように設定されている。)
肥料の主成分	植物の必須要素成分及び土壌改良成分のうち、普通肥料について、それが含有しているものとして保証票に記載すべき成分として、法において認められているもの。
肥料の品質	狭義には、「肥料の効果」と「肥料の安全性」から判断される肥料の「本質的品質」を指すが、広義には、肥効に影響しない土壌改良効果、物理化学的性状（崩壊性、粒度、溶解性等）及び悪臭あるいは飛散等生産上、流通上、施用上の各方面における利用価値からみた「その他品質」も含まれる。
肥料の効果（肥効）	肥料の効き目。施肥成分が作物に吸収され増収をもたらす効果、収穫物の品質を良くする効果、土壌の理化学性を改善することによる間接的な増収効果をいう。 （注：肥料の効果は肥効試験（分析、鑑定、無機化試験、栽培試験）によって判断されるが、対照区の設定条件、肥効の速度（無機化率）、肥効の安定性（土壌条件による差異）を総合的に勘案して判断する。 肥効の安定性については、肥料中の主成分の安定性、原料中の主成分の安定性、原料の反応性等についても検証の上、判断する。）
肥料の積極的効果	肥料の主成分が植物にもたらす効果。
リスク分析	本手順書においては、肥料中のハザードが農作物に直接付着することにより、又は農地土壌に蓄積することにより、農作物の健全な生育を阻害したり、環境（土壌）に悪影響を及ぼしたり、可食部へ残留し人畜の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを最小限にするための枠組みをいう。リスク分析は、リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素から成る。
リスク管理	全ての「関係者」と協議しながら、リスク提言のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。
肥料の品質等の管理	肥効とリスクの両方を管理すること。

リスク管理者	<p>リスク管理を行う者。本手順書においては、FAMIC の肥料業務担当課と農林水産省における肥料取締担当者がこれに当たる。</p> <p>このうち、FAMIC のリスク管理者を「FAMIC」、農林水産省のリスク管理者を「農林水産省」とする。</p>
リスク評価	<p>本手順書においては、肥料を使用することによって、植物、環境（土壌）、人畜の健康のいずれかに悪影響が生じる可能性とその程度を科学的に評価すること。</p>
肥料の評価	<p>肥効と肥料のリスク評価の両方のこと。</p> <p>（注：肥効の評価は、現在、主成分とされていない成分であっても、主成分として公定規格に設定すべきかどうかについての検証、物理化学的性状（崩壊性、粒度、溶解性等）が植物の生育の面に発現に影響するかどうかの検証を含む。）</p>
リスク評価者	<p>リスク評価を行う者。本手順書においては、FAMIC の肥料業務担当課と農林水産省における肥料取締担当者、食品安全委員会がこれに当たる。</p>
評価会議	<p>農林水産省がリスク評価を行うために開催する会議。外部有識者を含む委員を参集し、肥料を介した環境（土壌）への影響や人畜への影響を評価する。</p>
リスクコミュニケーション	<p>リスク分析の全過程において、「関係者」の間で、情報及び意見を相互に交換すること。</p>
「関係者」	<p>本手順書においては、肥料の生産・流通・施用やリスク管理措置に関与し、又はその影響を受ける全ての者。肥料生産業者、肥料輸入業者、肥料販売業者、肥料の施用者、消費者、研究者、肥料業界団体、地方自治体、学界など。ステークホルダー。</p>
プロファイル	<p>本手順書においては、肥料の安全性及び肥料の効果について、その内容と問題を説明したもの。</p>
適切な保護の水準	<p>リスク管理措置を講じる際に適切と認められる植物、環境（土壌）及び人畜の健康の保護の水準。</p>
仮登録の申請	<p>法第 6 条第 1 項に基づく仮登録の申請。</p>

申請書類	仮登録の申請書（施行規則別記様式第2号に添付する書類を含む。）。
モニタリング	本手順書においては、肥料のリスク管理措置の有効性やリスク評価結果の妥当性を確認するために、事業者及びリスク管理者が行うモニタリングをいう。
リスク管理の初期作業	<p>リスク管理の初期段階においてリスク管理者が行う以下の作業。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報収集</li> <li>② プロファイルの作成</li> <li>③ 改正リストの作成</li> <li>④ リスク評価方針の決定</li> <li>⑤ リスク評価の依頼又は実施（「FAMICへ依頼」又は「農林水産省が外部有識者を招集し評価会議を開催」）</li> <li>⑥ リスク評価結果の考察</li> </ol>
肥効試験	<p>肥効を検証する試験。分析、鑑定、無機化試験、栽培試験から構成される。肥料の生産工程、含有成分等により、4つ構成要素のいずれか又は複数の試験を行う。</p> <p>分析：主成分、有害成分の含有量を肥料等試験法により確認すること。</p> <p>鑑定：X線回析等（目視、比重選別、定性反応、酸・アルカリ処理、顕微鏡鑑定等）により既存の肥料と同様であることを確認すること。</p> <p>無機化試験：有機質肥料等に含有される窒素全量がアンモニア性窒素又は硝酸性窒素に変化する度合を確認する試験。一般的には、肥料を土壌と混合して約30℃の恒温条件下で0日から60日までの任意の期間培養後、取り出して土壌中のアンモニア性窒素、硝酸性窒素を分析する。</p> <p>栽培試験：鉢又はほ場において作物を栽培し、生育の状況を調査するとともに、収穫物の分析により肥料に含有する成分の吸収を確認する試験。一般的には、土壌などの異なる条件下で登録されている肥料と比較を行う。試験期間は、栽培する作物により異なる。</p>
植害試験	<p>法第6条第1項第6号に基づき行う試験で、「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて」（昭和59年4月18日付け農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）別添1「植物に対する害に関する栽培試験の方法」により行う栽培試験をいう。</p>

## I. 3 一般原則

### I. 3. 1 リスク管理の目的

法の下で行われるリスク管理は、我が国においては、肥料中のハザードの農作物への直接付着又は農地土壌への蓄積により農作物の健全な生育を阻害することや可食部に残留することを未然に防止するために実施する。

なお、肥料のリスク管理は、基本的にはリスク分析の3つの要素（リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーション）を構成するように行うべきである。このうち、リスク評価については、肥料の主なリスク、植害についての評価方法が定まっていることから、植害のみを評価すればリスク評価たりうると判断される場合は、リスク評価はFAMICに依頼する。

また、肥料による環境（土壌）への影響や人畜への影響を評価する場合は、評価会議を招集し、この会議においてリスク評価を行うこととする。

なお、人の健康へのリスク評価の場合は、必要に応じて食品安全委員会にリスク評価を依頼するものとする。

### I. 3. 2 科学的な根拠

リスク管理措置は、科学的な原則に基づいて決定、実施するものとし、十分な科学的根拠なしに維持してはならない。ただし、科学的なデータが不十分であってもリスクが大きいと予測される場合には、暫定的な措置を講じる必要がある。

暫定的な措置を講じた場合には、当該措置を長期間維持することのないよう、リスク管理機関は科学的なデータを収集し、適切にリスク評価を行い、リスクの程度に見合った措置が早期に講じられるよう努めるものとする。

また、リスク管理措置を検討する場合には、我が国において、肥料による植物、環境（土壌）及び人の健康への悪影響を未然に防止することが目的であるという基本的認識に立った上で、科学的根拠以外の要素、例えば実行可能性やコストなども考慮しなければならない。

さらに、リスク管理者は根拠となる科学的知見の充実に努めなければならない。

### I. 3. 3 リスクの大きさに応じた行政

リスク管理措置の実施に当たっては、植物、環境（土壌）、人の健康を適切に確保する水準を確保するためのリスクの大きさに見合う措置を実施しなければならない。

### I. 3. 4 記録の保存

リスク管理の手續の透明性を確保し、また、将来の参考とするため、記録を保存する必要がある。その際、個人情報の保護や機密の保持に配慮しなければならない。

### I. 3. 5 リスクコミュニケーション

リスク管理者は、リスク分析の全過程において、リスク評価機関、他のリスク管理機関、その他の「関係者」の間で、情報・意見を相互に交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理措置に反映させるとともに、リスク分析の透明性を確保する。

### I. 3. 6 リスク管理機関間の連携

リスク管理機関は、他のリスク管理機関との間及びリスク評価機関との間で、相互に十分な意思疎通を図ること、肥料中のハザードに関する情報の共有を図ること、また、必要に応じて十分に協議することにより、連携を図る。

### I. 3. 7 適用の一貫性

リスク管理者は、I. 3. 1からI. 3. 7までに示した一般原則に則ってリスク管理を実施しなければならない。また、影響が及ぶ範囲や影響の種類、リスクの程度に応じて適切な対応を取る必要があるが、意思決定過程などのあらゆる場面で一貫性を保たなければならない。

### I. 3. 8 本手順書の範囲

本手順書の範囲は以下のとおりとする。

- ① 当該手順書において「肥料中の病原微生物」や「肉骨粉中の異常プリオン」に関するリスク管理措置設定手順も対象とするが、肥料と土壌との関係、作物への伝播について科学的知見が不十分なため、プロファイルは作成しない。
- ② 肥料中の放射性物質の暫定許容値設定は、当該手順書の対象とするが、具体的手順は「原子力災害対策の手引き（フローシート）」を参照するものとする。
- ③ 地方自治体が申請する「公定規格の設定」及び「特殊肥料の指定」についても対象とする。

### I. 3. 9 手順書の逸脱

本手順書に想定されていない事態が発生し、かつ、速やかに措置を講じる必要がある場合は、上記I. 3. 7の記載に関わらず本手順書の逸脱を認めるものとする。

## 第Ⅱ章：事業者等からの申請による公定規格の設定

### Ⅱ. 1 予備的情報収集（FAMIC）

#### Ⅱ. 1. 1 申請予定に関する情報の収集

FAMIC は、事業者等から、公定規格の設定に関する要望をできるだけ幅広く収集する。その際、背景となる肥料生産・輸入事情、新規肥料の主成分及び有害成分等の評価あるいはその評価法に関する技術情報を併せて収集する。

#### Ⅱ. 1. 2 事業者等要望リストの作成

FAMIC は、Ⅱ. 1. 1で収集した申請予定情報及び周辺情報をリスト化し、事業者等要望リストを作成する。特に、技術情報については、以下の項目に整理する。

- ① 有害成分等の混入の可能性
- ② 主成分の肥料効果
- ③ 植物への影響（作物への害や有害成分等の残留性等）
- ④ 有害成分等が環境（土壌）へ及ぼす影響

#### Ⅱ. 1. 3 農林水産省への情報提供

FAMIC は、Ⅱ. 1. 2の事業者要望等リストについて、必要に応じて外部有識者の助言を得ながら調査・研究を実施し、Ⅱ. 1. 4の改正リストの候補とするため、農林水産省へ報告する。

なお、FAMIC が速やかに措置を行う必要があると判断した場合は、直ちに農林水産省へ報告し、リスク管理措置設定に係る手順の工程において協力するものとする。

また、この場合、農林水産省は、Ⅲ. 2からⅢ. 4の手順に従い、リスク管理措置を決定するものとする。

#### Ⅱ. 1. 4 改正リストの作成

農林水産省は、事業者等要望リスト及びⅢ. 1. 3の肥料中のハザードリスト並びにⅣ. 2. 2の公定規格改廃リストの中から当該年度において規格を改正するものを選定し、改正リストを作成する。改正リストはその内容に事業者の知的財産を含むため、原則非公開とする。

改正リストは、肥料のリスクの程度及び範囲並びに関係者の関心の程度を勘案して選定するため、事業者の要望したものに先んじてハザード案件をリストに載せる場合がある。

なお、改正リストに載らなかった案件については、引き続き、肥料効果、リスク等の情報を収集し、プロファイルとしてまとめておく。

### Ⅱ. 2 公定規格設定に係る事前相談（FAMIC）

#### Ⅱ. 2. 1 申請又は申出に係る事前相談

FAMIC は、事業者等から公定規格の設定に関して相談があった場合、以下の項目に留意してヒアリングを行う。

- ① 相談の背景（生産業者・輸入業者の目的、利用者ニーズ）
- ② 肥料の概要（原料・生産工程等、施用方法、期待される効果、安全性、品質の安定性）

この場合、事業者等は必要に応じて FAMIC に対して、上記①、②に関するプレゼンテーション又は現地案内を行う。農林水産省と FAMIC は、これらをもとに肥料生産の可否を確認する。

なお、農林水産省は、FAMIC から定期的にヒアリング内容を聴取するほか、FAMIC から求めがあれば事業者等が FAMIC に対して行うヒアリング等に同席・同行する。

## II. 2. 2 仮登録が可能な肥料かどうかの検討

ヒアリングの結果、肥料利用が可能であり、品質及び安全性を評価できるデータが得られている場合は、FAMIC は農水省と協議の上、法に基づく仮登録の手続きを行うよう事業者等に指示する。

なお、以下のいずれかに該当する場合には仮登録は受けられないことから、公定規格の改正を申出るよう説明する。

- ① 施行令第 1 条の 2 の表の中欄に掲げられていない種別の肥料
- ② 施行令第 1 条の 2 の表の下欄に掲げられていない成分を主成分とする肥料
- ③ 法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる普通肥料（汚泥肥料等）
- ④ 農薬その他の物が混入される肥料

なお、上記に掲げる肥料以外であっても、事業者等が仮登録の申請を望まない場合にあっては、公定規格の改正を申出ることとなる。

## II. 2. 3 公定規格設定までの手順の確認

FAMIC は、II. 2. 2 で判断した内容に従い、公定規格の設定までの手続きの内容及びおおよそのスケジュール案を作成し、事業者等に対して説明する。

なお、公定規格の設定については、改正リストに基づき行われることを説明する。

仮登録の申請については II. 3 から II. 9（II. 4 を除く）までの手順に従って、公定規格の改正の申出については II. 4 から II. 9 までの手順に従って規格を設定する。

## II. 3 仮登録申請に係る審査（FAMIC）

### II. 3. 1 申請に必要な書類

事業者等は、法に基づく申請書類、参考資料及び肥料の見本を FAMIC へ提出する。

申請に必要な具体的な書類等は以下のとおり。

- ① 仮登録申請書（施行規則別記様式第 2 号）
- ② 肥料の効果に関する栽培試験成績書（2 事例以上）
- ③ 植物に対する害に関する栽培試験成績書
- ④ 保証成分等を決定するために実施した併行精度（ばらつき）調査の成績（3 ロット分以上。各ロットごとに 3 点以上の併行試験であること。）
- ⑤ 材料の使用割合に関する資料
- ⑥ 原料の使用割合、生産工程に関する資料
- ⑦ 生産工程中の化学反応に関する資料
- ⑧ 原料及び材料に関する資料
- ⑨ その他参考文献
- ⑩ 申請者の登記簿等



## ⑩ 肥料の見本

### II. 3. 2 仮登録の調査

#### ① FAMIC から農林水産省へ仮登録申請受付の連絡

FAMIC は、申請書類及びその記載内容が整っていることを確認して申請を受理する。

FAMIC は、申請書類の写しを全て農林水産省へ送付する。

#### ② 農林水産省から FAMIC へ仮登録の妥当性についての調査指示

農林水産省は、FAMIC に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査を指示する。

#### ③ 仮登録の妥当性についての調査の実施及び結果取りまとめ

FAMIC は、申請のあった肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めがある類似する種類の肥料と比較して同等であることを確認するため、申請書の記載事項及び肥料の見本について以下の点に留意して調査を行い、その結果をとりまとめる。

- (1) 主成分の含有量が安定しているか
- (2) 有害成分の含有量が安定して基準値以下であるか
- (3) 肥効が類似する普通肥料と同等であるか
- (4) 名称が肥料の主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれがないか
- (5) 植害はないか

#### ④ FAMIC から農林水産省への調査結果報告

FAMIC は、仮登録の妥当性についての調査結果を農林水産省へ報告する。

### II. 3. 3 仮登録

#### ① 農林水産省より仮登録証の交付

農林水産省は、仮登録の調査の結果、当該肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めがある類似する種類の肥料と同等であると認められるときは、FAMIC を経由して申請者に仮登録証を交付する。

#### ② 法令遵守事項の説明

FAMIC は、事業者に対して、保証票の添付や帳簿の備付けなど、肥料の生産・流通にあたっての法令遵守事項等について説明を行う。

### II. 3. 4 仮登録肥料の肥効試験

#### ① 農林水産省より FAMIC へ肥効試験指示

農林水産省は、仮登録を行った肥料（以下「仮登録肥料」という。）について FAMIC に肥効試験を行い、結果を報告するよう指示する。

#### ② 肥効試験計画の作成

FAMIC は、仮登録肥料に係る肥効試験の計画を作成し、農林水産省と協議する。

#### ③ 肥効試験の実施及び結果取りまとめ

FAMIC は、申請書に記載された栽培試験の成績の真偽を確認するため、仮登録された肥料の分析、鑑定及び試験を行う。

また、肥効試験の結果は、外部有識者の意見を聴いた上で取りまとめる。

#### ④ FAMIC から農林水産省への試験結果報告

FAMIC は、肥効試験の調査結果を農林水産省へ報告する。

FAMIC は肥効試験の調査結果を報告するための裏付けとして必要なデータが不足している場合には、申請者に対して、必要な範囲で栽培試験の成績に関するデータを求める。

## Ⅱ. 4 公定規格の改正の申出に係る審査 (FAMIC)

### Ⅱ. 4. 1 申出に必要な書類

事業者等は、公定規格の改正を申し出る場合は、その要望する内容に関する資料及び肥料の見本を FAMIC へ提出する。

申出に必要な書類等は以下のとおり。

- ① 公定規格の改正に関する申出書
- ② 肥料の効果に関する栽培試験成績書
- ③ 植物に対する害に関する栽培試験成績書
- ④ 保証成分等を決定するために実施したバラツキ調査の成績（3ロット分以上。各ロットごとに3点以上の併行試験であること）
- ⑤ 生産工程中の化学反応に関する資料
- ⑥ 原料及び材料に関する資料
- ⑦ 農薬その他の物を混入する場合には、混入する物に関する資料
- ⑧ 新たに主成分を定める場合には、その分析方法及びその評価
- ⑨ 参考文献
- ⑩ 申請者の登記簿等
- ⑪ 肥料の見本

### Ⅱ. 4. 2 農薬を混入する肥料に関する申出

農薬を混入する肥料については、農薬の有効成分の食品健康影響評価が未了のものがあるため、FAMIC の農薬担当者及び農林水産省の農薬担当者と調整の上、手続きを進める。

また、登録については、農薬の登録と同日付けで行う。

### Ⅱ. 4. 3 申出肥料の肥料効果及びリスク評価に係る調査等の実施及び結果取りまとめ

FAMIC は、申出の内容について、以下の項目に留意して評価を行い、取りまとめる。

- ① 有害成分等の混入の可能性
- ② 主成分の肥料効果
- ③ 植物への影響

評価に当たっては、農林水産省の指示のもと、評価の基準を作成し、評価結果を取りまとめる。

### Ⅱ. 4. 4 追加的なリスク評価

Ⅱ. 4. 3 の評価において、追加的なリスク評価が必要だと判断した場合、FAMIC は外部有識者の意見を聞いた上で、制限事項などの追加措置等として取りまとめる。

### Ⅱ. 4. 5 FAMIC から農林水産省への評価結果報告

FAMIC は、上記の評価結果を周辺情報（当該肥料が生産・輸入される背景、今後の普及の見込み、類似した肥料生産方法の有無等）とともに農林水産省へ報告する。

## II. 5 農林水産省における評価

### II. 5. 1 公定規格を設定するかどうかの判断

農林水産省は、II. 3. 4 又は II. 4. 5 により提出された FAMIC からの評価結果を確認し、必要であれば、さらにデータ等を収集した上で、農林水産省において評価を行い、公定規格の設定の要否を判断する。肥料の規制には、公定規格設定のほか、表示事項を告示で義務付ける方法やリスク管理措置を技術的指導方法とともに通知し、生産業者、輸入業者、販売業者に注意喚起する方法もあるので、これらの方法も視野に入れて検討する。また、必要に応じて勉強会を開催するとともに、当該リスクに対する管理措置について諸外国の事例等の情報を収集するものとする。

なお、表示事項の告示や通知によるリスク管理措置の指導を定める場合は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項に基づく諮問事項（以下「任意諮問事項」という。）として、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するかどうかについて決定する。

### II. 5. 2 公定規格設定方針の検討、作成

農林水産省は公定規格を設定する必要があると判断した場合、定める公定規格の内容を検討し、設定方針を作成する。

設定方針の作成に当たっては、特に、リスクに係る以下の事項について検討する。

- ① 有害成分の最大量のほか制限事項で定める事項はないか
- ② 特定普通肥料にする必要はないか
- ③ 肥料生産工程における管理措置を検討する必要はないか

### II. 5. 3 リスクコミュニケーションの実施

農林水産省は、必要に応じてリスクコミュニケーションを実施する。

### II. 5. 4 関係機関との調整

必要に応じて、厚生労働省若しくは環境省又は業界団体と調整を行う。

## II. 6 食品健康影響評価の実施

### II. 6. 1 食品安全委員会事務局との事前調整

公定規格を改正する場合は、食品安全基本法第24条第1項第3号に基づく諮問事項（以下「法定諮問事項」という。）であるため、食品安全委員会事務局と食品健康影響評価の要否について事前調整を行う。

なお、食品安全基本法第11条第1号から第3号に該当する場合は食品健康影響評価を要しない。

- ① 食品安全基本法第11条第1項第1号に該当する場合  
「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」でその判断は食品安全委員会が行うため、諮問が必要。
- ② 食品安全基本法第11条第1項第2号に該当する場合  
「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」でその判断は食品安全委員会が行うこととされている。
- ③ 食品安全基本法第11条第1項第3号に該当する場合

「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」でその判断はリスク管理機関に任されているため、速やかに措置を講じる必要があるときは食品安全委員会への諮問を行わずに公定規格を改正することができる。ただし、食品安全基本法第24条第2項の規定により、リスク管理措置を行った後、食品安全委員会への報告が必要。

## Ⅱ. 6. 2 食品健康影響評価を依頼するための諮問文書の作成

農林水産省は、食品健康影響評価が公定規格設定方針に有用なものとなるよう食品安全委員会事務局と意思疎通を十分に行いながら、諮問文書を作成する。

## Ⅱ. 6. 3 データの提出

農林水産省は、食品安全委員会に諮問文書を提出する際には、食品健康影響評価に必要なデータを可能な限り提出する。ただし、個々のデータの提出に当たっては、知的財産権や個人情報の保護に留意しなければならない。

## Ⅱ. 6. 4 リスク評価機関への説明

農林水産省は食品安全委員会へ諮問文書を提出した後、食品健康影響評価の目的、対象、想定されるリスク管理措置案、根拠となるデータの内容等を食品安全委員会に対し説明する。

## Ⅱ. 7 公定規格案（表示告示案又は通知案）の作成

### Ⅱ. 7. 1 食品健康影響評価結果の考察

農林水産省は、以下の点に留意して食品安全委員会から示された食品健康影響評価の結果を考察する。

- ① 評価結果が諮問文書の内容に沿ったものになっているか
- ② その結果を受けて公定規格設定の検討に入ることが可能かどうか

### Ⅱ. 7. 2 公定規格案（表示告示案又は通知案）の作成

農林水産省は、食品健康影響評価の結果に基づき、その時点で最も適切であると考えられる公定規格案を作成する。

### Ⅱ. 7. 3 関係部署との調整

農林水産省は、Ⅱ. 7. 2で作成した公定規格案について、省内関係部署に説明を行う。

## Ⅱ. 8 法令改正の手続き

### Ⅱ. 8. 1 法令審査

農林水産省は、公定規格案について法令の条文について検討を行う。

### Ⅱ. 8. 2 パブリックコメントの実施

行政手続法（平成5年法律第80号）第39条に基づき、公定規格の改正案について30日以上意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、広く一般の意見を求めるものとする。

### Ⅱ. 8. 3 TBT 通報

農林水産省は、公定規格の改正案の内容について、TBT 協定に基づく通報を行う。なお、同協定による 通報期間は最低60日間、可能な場合は90日間とされている。

### Ⅱ. 8. 4 官報による公示

第3条第2項の規定に基づき、公定規格の改正告示を施行の日の30日前までに、官報において公告する。

## Ⅱ. 9 周知

### Ⅱ. 9. 1 留意事項の整理

農林水産省は、公定規格の設定、変更及び廃止は事業者や登録審査を行う都道府県への影響が大きいことから、留意事項等についてや Q&A を作成する等し、十分に周知できるよう努める。

### Ⅱ. 9. 2 説明会の開催

農林水産省は、公定規格の改正についての説明会を必要に応じて開催し、周知に努める。

特に、規格を廃止した場合、登録を更新することができないことから、当該事業者  
に直接連絡する等して周知に努める。

## 第三章：農林水産省による公定規格等の設定

### Ⅲ. 1 初期作業

#### Ⅲ. 1. 1 農林水産省が設定する案件

農林水産省は肥料によるリスクに適切に対応するとともに、公定規格の現場との乖離を防ぐため、以下の視点から、自ら公定規格等の設定、改正及び廃止を行う。

- ① 人の健康に影響を及ぼす有害物質が肥料中に混入し、当該物質が食品の基準値を超えて農作物に移行し、残留することが判明した場合（例：石灰窒素中のメラミン等）
- ② 肥料の施用により当該物質の農用地の汚染等が拡大することが判明した場合（例：肥料中の重金属等）
- ③ 原料事情の変化やリサイクルの推進により、新しい原料による肥料生産が増加し、従来規格では肥料の安全性が保てないと判断した場合
- ④ 肥料に混入した農薬成分が農作物へ害を及ぼすと判断した場合（例：堆肥中のクロピラリド）
- ⑤ 特殊肥料にあっては、情勢の変化等の理由により有害物質等を含む等により、特殊肥料としての管理では不十分となった場合
- ⑥ 規格が実態と乖離し、実際の登録が極めて少ない規格である場合
- ⑦ その他農林水産省が必要と認める場合

#### Ⅲ. 1. 2 肥料のハザードに関する情報収集

農林水産省は、FAMIC と協力して植物、環境（土壌）、人に影響を及ぼす有害物質を含む肥料について、問題とその内容に関する情報を収集する。

- ① 未利用資源：鉱物資源の枯渇化やリサイクルの推進により新しい原料や製法の肥料の登録要望が増加している。登録窓口で相談を受け、登録に至らなかったものについて、FAMIC や各都道府県から情報を収集する。
- ② 立入検査：立入検査による収去品の分析データを解析する。
- ③ 規制緩和要請：リサイクル資源を利用した肥料について、バイオマス担当部局やリサイクル担当部局から情報を収集する。

#### Ⅲ. 1. 3 肥料のハザードリストの作成

ハザードを含む肥料の情報について、リスト化し、改正リストの候補とする。

#### Ⅲ. 1. 4 改正リストの作成

農林水産省は、肥料のハザードリスト及びⅡ. 1. 2の事業者等要望リスト並びにⅣ. 2. 2の公定規格改廃リストの中から当該年度改正する案件を選定し、改正リストを作成する。

改正リストは、肥料のリスクの程度や範囲、関係者の関心の程度を勘案して選定する。

#### Ⅲ. 1. 5 プロファイルの作成

農林水産省は、FAMIC と協力して改正リストに載らなかった案件については、引き続き、肥料の効果、リスク等の情報を収集し、プロファイルとしてまとめる。

特に、リスクに関する情報については、その評価方法についての情報も収集し、必要に応じて情報を共有するための勉強会を FAMIC と共同で開催し、肥料におけるリスク評価又はリスク管理措置に利用できないか検討する。

### Ⅲ. 1. 6 速やかに措置を講じる必要性の検討

農林水産省は、情報収集の段階において、肥料中に含まれるハザードが植物、環境（土壌）及び人に及ぼすリスクが大きく、かつ、切迫していると判断した場合には、Ⅲ. 2からⅢ. 4までの手順に従う。この場合、FAMIC は農林水産省が行う公定規格の改正やその他の管理措置の検討に協力する。また、情報収集の段階において、FAMIC が速やかに措置を講じる必要があると判断した場合には、速やかに農林水産省へ連絡する。

## Ⅲ. 2 リスク管理措置の策定

### Ⅲ. 2. 1 生産・出荷・施用の禁止、自主回収の要請

農林水産省は、肥料中に含まれるハザードが植物、環境（土壌）、人へ及ぼすリスクが大きく、かつ、切迫していると判断した場合は、当該肥料の生産・出荷・施用の自粛を要請し、事業者に対し自主回収を要請する。通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至った場合や肥料の品質が不良となったため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至った場合等、必要があると判断したときは、法第31条に基づく行政処分を行い、肥料の譲渡等の制限や禁止等の措置を行う。

### Ⅲ. 2. 2 肥料の効果及びリスクの評価

農林水産省は、肥料中に含まれるハザードについて文献調査を行い、国際機関によるリスク評価の結果、専門家の総説、関連する科学論文等の情報収集に努め、必要に応じて、肥料のモニタリングを行い、肥料のリスク評価方針を作成する。

なお、肥料の効果や植物への影響については、FAMIC へ評価を依頼する。また、FAMIC 以外で評価が必要と判断した場合は、農林水産省が外部有識者を招集し評価会議を開催する。

### Ⅲ. 2. 3 リスク管理措置案の検討

農林水産省は、Ⅲ. 2. 2で作成した評価結果をもとに、リスク管理によって達成すべき適切な保護の水準を考慮してリスク管理措置の案を作成する。

なお、暫定許容値を策定する場合は、分析法を開発し、サンプリング方法や定量下限を考慮した検査方法を併せて策定する。

また、公定規格を設定するか、通知や表示事項の告示等でリスク管理措置を行うかを検討する。公定規格の設定の場合は、Ⅱ. 5からⅡ. 9の手順に従う。その際、公定規格の改正は食品安全委員会への法定諮問事項であることに留意する。ただし、食品安全基本法第11条第1項第3号「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当すると農林水産省が判断する場合は、食品安全委員会への諮問を行わずに公定規格を改正することができる。公定規格を改正する場合は、Ⅱ. 5からⅡ. 9ま



での手順に従う。

### Ⅲ. 2. 4 リスク管理措置案の評価

農林水産省はⅢ. 2. 3で作成したリスク管理措置案について、以下の項目を考慮し、評価を行う。なお、通知等の設定であっても必要があれば、食品安全委員会に改めて食品健康影響評価の依頼をする。

- ① リスク管理措置案の実施によるリスク低減効果とそれを示す指標
  - ② リスク管理措置案の技術面・財政面からみた実行可能性
  - ③ リスクと便益に関するコスト分析
  - ④ リスク管理措置として実施した場合に顕在化する可能性がある他のリスク
- さらに、リスク管理措置案を実施することになる事業者、農業生産者の範囲についても考慮する。

### Ⅲ. 2. 5 リスクコミュニケーションの実施

農林水産省は、必要に応じてリスクコミュニケーションを実施する。

### Ⅲ. 2. 6 リスク管理措置の決定

農林水産省は、Ⅲ. 2. 4 リスク管理措置案の評価結果及びⅢ. 2. 5 リスクコミュニケーションの結果を考慮し、食品健康影響評価が行われたときはその結果に基づき、その時点で最も適切であると考えられるリスク管理措置を決定する。

## Ⅲ. 3 リスク管理措置の実施

### Ⅲ. 3. 1 法的措置及びガイドライン等の検討

農林水産省は、Ⅲ. 2. 6で決定したリスク管理措置を実施するために必要があれば法的措置や事業者が遵守すべきガイドラインの作成を検討する。

### Ⅲ. 3. 2 他のリスク管理機関との連携の検討

農林水産省は、Ⅲ. 2. 6で決定したリスク管理措置を実施するために他のリスク管理機関と連携する必要がある場合には、事前に協議し、連携する方法について検討する。

## Ⅲ. 4 暫定的に実施しているリスク管理措置

速やかに措置を講じるべきと判断したために暫定的に実施しているリスク管理措置についても、リスク管理者はデータを収集蓄積し、常に決定したリスク管理措置が適切かどうか検討し、必要に応じて食品健康影響評価の依頼等を行った上で、見直しを行う。

## 第Ⅳ章：公定規格の検証と見直し

### Ⅳ. 1 公定規格の検証

#### Ⅳ. 1. 1 検証の必要性

肥料の公定規格の中には、時間の経過とともに規格が実態と乖離し、有用性の低いものになってしまう規格が生じる可能性があるため、日常の登録業務や立入検査時に情報を収集し、恒常的に同様の規格との統合や廃止を検討していく必要がある。

規格の改廃に当たっては、当該規格に利用されている原料や製法について、今後の利用見込みや規格の統合によるリスクの発生の有無を検証する必要があることから、関連データを収集し、プロファイルを作成する。

また、見直しの内容によっては時間を要するものもあることから、見直しのための検証頻度についても検討が必要である。

### Ⅳ. 2 公定規格の見直しと廃止

#### Ⅳ. 2. 1 公定規格の見直しに係る情報の収集

公定規格改廃に係る情報収集には、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 登録業務：情勢の変化により、原料や製法が変わり、実際に肥料の登録や生産実績がない規格はないかを検証し、今後の動向について情報収集。
- ② 立入検査：汚泥肥料については、汚泥減容化の工程が多様化しており、汚泥溶液中から直接りん化合物を回収する技術が開発されていることから、汚泥肥料中に含まれる有害成分の分析値を解析し、汚泥肥料の定義の見直しを検討する必要。

また、国土交通省が推進する污水処理施設共同整備事業（MICS事業）により、し尿処理施設、合併浄化槽、農業集落排水施設を下水道処理施設に合併して汚泥再生処理センターとして設置するケースが増えており、下水・し尿の区別をしない混合処理施設の設置が増加していることから、汚泥発生施設ごとに分類している汚泥肥料の規格を見直しを検討する必要。

- ③ 業界からの情報収集：業界団体との情報交換を定期的に行い、団体の要望を把握し、肥料や農産物の生産現場のニーズ等の肥料生産に関連する情報を通じ、規格の見直しに反映する。

#### Ⅳ. 2. 2 公定規格改廃リストの作成

公定規格中の規格の改廃に係る情報について、リスト化し、改正リストの候補とする。

#### Ⅳ. 2. 3 改正リストの作成

農林水産省は、公定規格改廃リスト及びⅡ. 1. 2の事業者等要望リスト並びにⅢ. 1. 3の肥料中のハザードリストの中から当該年度に公定規格を改正する案件を選定し、改正リストを作成する。

なお、改正リストに載らなかった案件については、引き続き、肥料効果、リスク等の情報を収集し、プロファイルにまとめる。

#### **IV. 3 農林水産省における評価**

##### **IV. 3. 1 規格の改廃の要否の判断**

農林水産省は、規格の改廃の影響、特に、肥料効果や植害の影響について、FAMICへ評価を依頼する。農林水産省は、その結果及び自ら収集したデータを解析し、規格の改廃した場合のリスク評価を行い、規格の改廃の要否を判断する。

##### **IV. 3. 2 公定規格設定方針の検討、作成**

農林水産省は公定規格の規格を改廃する必要があると判断した場合、その規格の内容を検討し、設定方針を作成する。

##### **IV. 3. 3 リスクコミュニケーションの実施**

農林水産省は、必要に応じてリスクコミュニケーションを実施する。

##### **IV. 3. 4 関係機関との調整**

必要に応じて厚生労働省若しくは環境省又は業界団体と調整を行う。

以降、公定規格設定のために必要なII. 6からII. 9の手順に従う。

仮登録申請に必要な書類等について

- ① 肥料仮登録申請書  
以下の様式に基づき、必要な事項を記載してください。

(様式第2号)

肥 料 仮 登 録 申 請 書			
平成 年 月 日			
農林水産大臣 ○○○○ 殿			
住所			
氏名 (名称及び代表者の氏名)			印
下記により生産業者として肥料の仮登録を受けたいので、肥料取締法第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて仮登録を申請します。			
1	氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
2	肥料の名称		
3	保証成分量その他の規格		
4	生産する事業場の名称及び所在地		
5	保管する施設の所在地		
6	施用方法		
7	栽培試験の成績		
8	肥料取締法施行規則第4条第3号及び第4号に掲げる事項		

備考

- 1 輸入業者にあつては、「生産業者」を「輸入業者」と記載し、4を記載しない。
- 2 登録外国生産業者にあつては、「生産業者」を「登録外国生産業者」と記載し、1の後に「2 国内管理人の氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」の事項を追加する。
- 3 6, 7, 8は「別紙のとおり」と記載し、成績書等を別添することができる。  
7については以下の②及び③を、8については⑤から⑦を参考に作成する。
- 4 収入印紙は、貼り付けずに持参する。

(参考) 申請書の記載事項及び様式

○肥料取締法(昭和25年5月1日法律第127号)より

(仮登録の申請)

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 肥料の名称
- 三 保証成分量その他の規格
- 四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 五 保管する施設の所在地
- 六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績
- 七から八(略)
- 九 施用方法及び栽培試験の成績
- 十(略)
- 十一 その他農林水産省令で定める事項

○肥料取締法施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)より

(仮登録の申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項の規定により提出する申請書の様式は、仮登録の申請にあつては別記様式第二号によらなければならない。

- ② 肥料の効果に関する栽培試験成績書  
栽培環境が異なる2箇所以上で実施した試験成績を添付してください。

(参考) 成績書の記載事項

○肥料取締法施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)より

(仮登録の申請に要する栽培試験の成績)

第三条 法第六条第一項第九号の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 試験機関の名称及び所在地
- 二 試験担当者の氏名
- 三 試験の目的
- 四 試験の設計
  - イ 供試肥料の名称及び分析成績並びに対照肥料の種類及び名称並びに分析成績
  - ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別
  - ハ 供試作物の種類及び品種
  - ニ 施肥の設計
  - ホ 試験区の名称及び配置図
  - ヘ 栽培方法
- 五 管理の状況
- 六 試験結果
  - イ 発芽調査成績
  - ロ 生育調査成績
  - ハ 異常症状
  - ニ 収量調査成績
- 七 考察
- 八 当該試験機関の責任者の証明

2 前条第二項の規定は、前項の栽培試験の成績について準用する。

(※前項第四号ホの試験区には対照区を設け、同項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。)

- ③ 植物に対する害に関する栽培試験成績書  
類似する種類の肥料により、必要に応じて、試験成績を添付してください。

(参考) 試験を要する肥料の種類及び成績書の記載事項

○肥料取締法施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)より

(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料)

第二条の二 法第六条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料とする。

- 一 副産窒素肥料
- 二 液体副産窒素肥料
- 三 熔成汚泥灰けい酸りん肥
- 四 副産りん酸肥料
- 五 乾燥菌体肥料
- 六 吸着複合肥料
- 七 副産複合肥料
- 八 熔成汚泥灰複合肥料
- 九 副産苦土肥料
- 十 副産マンガン肥料
- 十一 液体副産マンガン肥料

(植物に対する害に関する栽培試験の成績)

第二条の三 法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 試験機関の名称及び所在地
- 二 試験担当者の氏名
- 三 試験の目的
- 四 試験の設計
  - イ 供試肥料及び対照肥料の種類及び名称並びに分析成績
  - ロ 供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別
  - ハ 供試作物の種類及び品種
  - ニ 施肥の設計
  - ホ 試験区の名称
  - ヘ 栽培方法
- 五 管理の状況
- 六 試験結果
  - イ 発芽調査成績
  - ロ 生育調査成績
  - ハ 異常症状
- 七 考察
- 八 当該試験機関の責任者の証明

2 前項第四号ホの試験区には対照区を設け、同項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。

- ④ 肥料中の含有成分分析成績書（3ロット分以上）  
生産における製品の品質等のバラツキを確認するため、ロットの異なる製品について、主成分、有害成分等を分析した成績を添付してください。
- ⑤ 材料の使用割合  
材料を使用する場合に、種類、名称、使用量を記載してください。
- ⑥ 原料の使用割合、生産工程、生産工程中の化学反応の概要  
製造設計や生産工程の概要などを記載してください。
- ⑦ 原料、材料に関する資料  
⑤、⑥で使用する原料、材料の出所や品質の安定性等について、参考資料を添付してください。

(参考) 肥料取締法施行規則第4条第3号及び第4号に掲げる事項

○肥料取締法施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)より

(申請書の記載事項)

第四条 法第六条第一項第十一号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一から二 (略)

三 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、又はその土壤中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料を使用した普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量

四 公定規格の定めのない普通肥料にあつては、原料の使用割合並びに生産工程及びその工程における化学反応の概要

- ⑧ その他参考文献  
肥料の効果、生産工程中の化学反応に関する参考文献があれば添付してください。
- ⑨ 申請者の登記簿等  
申請者の法人格や業務内容などを確認するため添付してください。既に登録を取得している場合には不要です。



⑩ 肥料の見本

(参考) 肥料取締法施行規則第4条第3号及び第4号に掲げる事項

○肥料取締法施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)より

(見本の提出)

第五条 法第六条第一項の規定により提出すべき肥料の見本の量は、仮登録を受けようとする肥料一件ごとに五百グラム以上でなければならない。

2 前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 肥料の名称

三 含有主成分量

3 農林水産大臣は、仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。